

新	旧	備 考
電気個別要綱 (エンタメでんき) 2026年 1 月 1 日 実施 株式会社 C D エナジーダイレクト	電気個別要綱 (エンタメでんき) 2024年12月1日 実施 株式会社 C D エナジーダイレクト	

新	旧	備 考																												
本 則	本 則																													
1 適 用	1 適 用																													
(1) この個別要綱のエンタメでんき（以下「エンタメでんき」といいます。）は、当社が別途定める電気基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。また、基本要綱が変更された場合は、変更後の基本要綱によります。）の従量電灯の適用範囲に該当し、契約電流が 10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアである需要で，お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。	(1) この個別要綱のエンタメでんきは，当社が別途定める電気基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。また，基本要綱が変更された場合は，変更後の基本要綱によります。）の従量電灯の適用範囲に該当し，契約電流が 10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアである需要で，お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。																													
(2) この個別要綱は，基本要綱とあわせて適用いたします。	(2) この個別要綱は，基本要綱と合わせて適用いたします。																													
(3) 次の言葉は，この個別要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。	(3) 次の言葉は，この個別要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。																													
イ Amazon プライム	イ Amazon プライム																													
アマゾンジャパン合同会社が当該名称で提供する，有料会員サービスをいいます。	アマゾンジャパン合同会社が当該名称で提供する，有料会員サービスをいいます。																													
ロ Amazon ギフトカードのギフトカード番号	ロ Amazon ギフトカードのギフトカード番号																													
当社がお客さまへ通知する，Amazon プライム会費への充当や，アマゾンジャパン合同会社が運営する，オンラインショッピングサイト内での商品およびサービスの購入等に利用できるギフトカード番号のコードをいいます。	当社がお客さまへ通知する，Amazon プライム会費への充当や，アマゾンジャパン合同会社が運営する，オンラインショッピングサイト内での商品およびサービスの購入等に利用できるギフトカード番号のコードをいいます。																													
2 料 金	2 料 金																													
料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。																													
(1) 基本料金	(1) 基本料金																													
基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。	基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。																													
<table><tr><td>契約電流 10 アンペア</td><td>768 円 56 銭</td></tr><tr><td>契約電流 15 アンペア</td><td>907 円 01 銭</td></tr><tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td>1,045 円 46 銭</td></tr><tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td>1,322 円 36 銭</td></tr><tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,599 円 26 銭</td></tr><tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,876 円 16 銭</td></tr><tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td>2,153 円 06 銭</td></tr></table>	契約電流 10 アンペア	768 円 56 銭	契約電流 15 アンペア	907 円 01 銭	契約電流 20 アンペア	1,045 円 46 銭	契約電流 30 アンペア	1,322 円 36 銭	契約電流 40 アンペア	1,599 円 26 銭	契約電流 50 アンペア	1,876 円 16 銭	契約電流 60 アンペア	2,153 円 06 銭	<table><tr><td>契約電流 10 アンペア</td><td>768 円 56 銭</td></tr><tr><td>契約電流 15 アンペア</td><td>907 円 01 銭</td></tr><tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td>1,045 円 46 銭</td></tr><tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td>1,322 円 36 銭</td></tr><tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,599 円 26 銭</td></tr><tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,876 円 16 銭</td></tr><tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td>2,153 円 06 銭</td></tr></table>	契約電流 10 アンペア	768 円 56 銭	契約電流 15 アンペア	907 円 01 銭	契約電流 20 アンペア	1,045 円 46 銭	契約電流 30 アンペア	1,322 円 36 銭	契約電流 40 アンペア	1,599 円 26 銭	契約電流 50 アンペア	1,876 円 16 銭	契約電流 60 アンペア	2,153 円 06 銭	
契約電流 10 アンペア	768 円 56 銭																													
契約電流 15 アンペア	907 円 01 銭																													
契約電流 20 アンペア	1,045 円 46 銭																													
契約電流 30 アンペア	1,322 円 36 銭																													
契約電流 40 アンペア	1,599 円 26 銭																													
契約電流 50 アンペア	1,876 円 16 銭																													
契約電流 60 アンペア	2,153 円 06 銭																													
契約電流 10 アンペア	768 円 56 銭																													
契約電流 15 アンペア	907 円 01 銭																													
契約電流 20 アンペア	1,045 円 46 銭																													
契約電流 30 アンペア	1,322 円 36 銭																													
契約電流 40 アンペア	1,599 円 26 銭																													
契約電流 50 アンペア	1,876 円 16 銭																													
契約電流 60 アンペア	2,153 円 06 銭																													
(2) 電力量料金	(2) 電力量料金																													
電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。	電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。																													

新		旧		備 考
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 90 銭	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 90 銭	
120 キロワット時をこえ 400 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 91 銭	120 キロワット時をこえ 400 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 91 銭	
400 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 69 銭	400 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 69 銭	
3 割 引		3 割 引		
(1) ガスセット割（以下「セット割」といいます。）は、次のいずれにも該当するお客さまがセット割の適用を希望され、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。 イ エンタメでんきの需要場所において同一の名義により、当社との間でガス需給契約（以下「対象ガス需給契約」といいます。）を締結していること。 ロ エンタメでんきの料金と対象ガス需給契約にもとづきお支払いいただく料金とを同一の支払い方法によりお支払いいただくこと。		(1) ガスセット割（以下「セット割」といいます。）は、次のいずれにも該当するお客さまがセット割の適用を希望され、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。 イ エンタメでんきの需要場所において同一の名義により、当社との間でガス需給契約（以下「対象ガス需給契約」といいます。）を締結していること。 ロ エンタメでんきの料金と対象ガス需給契約にもとづきお支払いいただく料金とを同一の支払い方法によりお支払いいただくこと。		
(2) セット割の適用を受けるお客さまの料金は、2（料金）に定める料金から、2（料金）(1)によって基本料金として算定された金額およびその 1 月の使用電力量に 2（料金）(2)の該当料金を適用して算定された金額それぞれの 0.5 パーセントに相当する金額を差し引いた金額といたします。		(2) セット割の適用を受けるお客さまの料金は、2（料金）に定める料金から、2（料金）(1)によって基本料金として算定された金額およびその 1 月の使用電力量に 2（料金）(2)の該当料金を適用して算定された金額それぞれの 0.5 パーセントに相当する金額を差し引いた金額といたします。		
(3) お客さまがセット割の適用を希望される場合は、当社に申込みをしていただきます。		(3) お客さまがセット割の適用を希望される場合は、当社に申込みをしていただきます。		
4 契 約 期 間		4 契 約 期 間		
(1) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する月をひと月目として 12 か月目の月の末日 <u>まで</u> といたします。		<u>基本要綱 7（需給契約の成立および契約期間）(2)の規定にかかわらず、契約期間は、次によります。</u>		
(2) 原則として契約期間満了日までに、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について書面等による申入れを行なわない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、お客さまが希望されるときを除き、その他の事項のお知らせについては省略することがあります。		(1) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する月をひと月目として 12 か月目の月の末日といたします。 (2) 原則として契約期間満了日までに、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について書面等による申入れを行なわない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、お客さまが希望されるときを除き、その他の事項のお知らせについては省略することがあります。		
5 <u>A m a z o n</u> ギフトカードのギフトカード番号の通知		5 <u>A m a z o n</u> ギフトカードのギフトカード番号の通知		
(1) 当社は、エンタメでんきを契約のお客さまに対して、エンタメでんきを新たに契約したとき（当社の他の <u>個別要綱</u> からの変更を含みます。）には、料金適用開始の日が属する月の翌月中旬頃に、契約期間の開始日時点の <u>A m a z o n</u> プライム年会費に相当する額の <u>A m a z o n</u> ギフトカードのギフトカード番号（以下「ギフトカード番号」といいます。）を通知いたします。また、契約を継続されたときには、新たな契約期間の開始月の中旬頃に、新たな契約期間の開始日時点の <u>A m a z o n</u> プライム年会費に相当する額のギフトカード番号を通知いたします。		(1) 当社は、エンタメでんきを契約のお客さまに対して、エンタメでんきを新たに契約したとき（当社の他の <u>契約プラン</u> からの変更を含みます。）には、料金適用開始の日が属する月の翌月中旬頃に、契約期間の開始日時点の <u>A m a z o n</u> プライム年会費に相当する額の <u>A m a z o n</u> ギフトカードのギフトカード番号（以下「ギフトカード番号」といいます。）を通知いたします。また、契約を継続されたときには、新たな契約期間の開始月の中旬頃に、新たな契約期間の開始日時点の <u>A m a z o n</u> プライム年会費に相当する額のギフトカード番号を通知いたします。		

新	旧	備 考
(2) お客様は、ギフトカード番号を所定の期間内に、アマゾンジャパン合同会社のWEBサイト上に入力いただきます。 (3) ギフトカード番号を入力することで、<u>Ama z o n</u>プライムに新規会員登録するお客様は入力したときから1年間、既に<u>Ama z o n</u>プライム会員のお客様は、既存の<u>Ama z o n</u>プライム契約の更新日から1年間(以下「<u>Ama z o n</u>プライム利用期間」といいます。), <u>Ama z o n</u>プライムを利用することができます。 (4) 利用可能となるサービスその他の<u>Ama z o n</u>プライムに関する事項は、アマゾンジャパン合同会社が定める<u>Ama z o n</u>プライム会員規約によるものといたします。 (5) お客様が所定の期間内にギフトカード番号を入力しない場合や、アマゾンジャパン合同会社が<u>Ama z o n</u>プライム会員規約を変更した場合等、当社の責めによらない理由により、お客様に不利益が生じても、当社はその責めを負いません。	(2) お客様は、ギフトカード番号を所定の期間内に、アマゾンジャパン合同会社のWEBサイト上に入力いただきます。 (3) ギフトカード番号を入力することで、<u>Amazon</u> プライムに新規会員登録するお客様は入力したときから1年間、既に <u>Amazon</u> プライム会員のお客様は、既存の <u>Amazon</u> プライム契約の更新日から1年間(以下「<u>Amazon</u> プライム利用期間」といいます。), <u>Amazon</u> プライムを利用することができます。 (4) 利用可能となるサービスその他の <u>Amazon</u> プライムに関する事項は、アマゾンジャパン合同会社が定める <u>Amazon</u> プライム会員規約によるものといたします。 (5) お客様が所定の期間内にギフトカード番号を入力しない場合や、アマゾンジャパン合同会社が <u>Amazon</u> プライム会員規約を変更した場合等、当社の責めによらない理由により、お客様に不利益が生じても、当社はその責めを負いません。	
6 解 約 金 次の(1)から(3)のいずれかの事由が生じた場合には、<u>当社は</u>、原則として、当該事由が生じた日からエンタメでんきの契約期間が満了する予定であった日までの残存期間の月数(1か月未満の端数は切り捨てます。)に応じて、1か月あたり490円を乗じた金額を<u>お客様</u>から申し受けます。ただし、料金適用開始の日が属する月〔<u>契約を継続されたときの</u>、新たな契約期間の開始月を除きます。〕<u>または</u>契約期間満了日が属する月の前月1日から契約期間満了日までの期間に、次の(1)から(3)のいずれかの事由が生じた場合は、当社は解約金をいたしません。 (1) 基本要綱39(需給契約の廃止)にもとづく需給契約の廃止 (2) 基本要綱41(解約等)にもとづく当社による解約 (3) 当社の他の<u>個別要綱</u>への変更 なお、お客様にエンタメでんきの適用がなくなった場合でも、<u>Ama z o n</u>プライム利用期間が満了するまで、お客様は引き続き<u>Ama z o n</u>プライムを利用することができます。<u>Ama z o n</u>プライムの継続利用をご希望されない場合は、別途お客様にて、<u>Ama z o n</u>プライム会員規約に<u>もとづき</u>会員登録のキャンセルの手続きを行な<u>っ</u>ていただく必要があります。	6 解 約 金 <u>当社は</u>、次の(1)から(3)のいずれかの事由が生じた場合に、原則として、当該事由が生じた日からエンタメでんきの契約期間が満了する予定であった日までの残存期間の月数(1か月未満の端数は切り捨てます。)に応じて、1か月あたり490円を乗じた金額を<u>当社</u>にお支払い<u>いただきます</u>。ただし、料金適用開始の日が属する月〔<u>契約を継続されたときの</u>、新たな契約期間の開始月を除きます。〕<u>または</u>契約期間満了日が属する月の前月1日から契約期間満了日までの期間に、次の(1)から(3)のいずれかの事由が生じた場合は、当社は解約金をいたしません。 (1) 基本要綱39(需給契約の廃止)にもとづく需給契約の廃止 (2) 基本要綱41(解約等)にもとづく当社による解約 (3) 当社の他の<u>契約プラン</u>への変更 なお、お客様にエンタメでんきの適用がなくなった場合でも、<u>Amazon</u>プライム利用期間が満了するまで、お客様は引き続き <u>Amazon</u> プライムを利用することができます。<u>Amazon</u>プライムの継続利用をご希望されない場合は、別途お客様にて、<u>Amazon</u>プライム会員規約に<u>基づき</u>会員登録のキャンセルの手続きを行っていただく必要があります。	
7 そ の 他 (1) 当社は、特別の事情がある場合を除き、基本要綱1(適用)(1)の当社が電磁的方法により提供するサービスにより、基本要綱20(使用電力量の算定)(5)にもとづく使用電力量の算定の結果のお知らせをするものといたします。 (2) 当社は、基本要綱22(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表3(料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式)によるものといたします。 (3) 当社は、販売委託先(当社の電力の販売について当社と販売委託契約等を締結した者をいいます。)と共同して提供するサービスのお申込みをいただいたお客様については、名義、需要場所(供給地点特定番号を含みます。), 使用電力量, 料金その他の需給契約に係る事項ならびにお客様および当該販売委託先のサービス契約に係る事項に	7 そ の 他 (1) 当社は、特別の事情がある場合を除き、基本要綱1(適用)(1)の当社が電磁的方法により提供するサービスにより、基本要綱20(使用電力量の算定)(5)にもとづく使用電力量の算定の結果のお知らせをするものといたします。 (2) 当社は、基本要綱22(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表3(料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式)によるものといたします。 (3) 当社は、販売委託先(当社の電力の販売について当社と販売委託契約等を締結した者をいいます。)と共同して提供するサービスのお申込みをいただいたお客様については、名義、需要場所(供給地点特定番号を含みます。), 使用電力量, 料金その他の需給契約に係る事項ならびにお客様および当該販売委託先のサービス契約に係る事項に	

新	旧	備 考
ついて、当該販売委託先に情報を提供することおよび当該販売委託先から情報の提供を受けることがあります。 (4) その他の事項については、基本要綱の従量電灯にかかわる規定によります。	ついて、当該販売委託先に情報を提供することおよび当該販売委託先から情報の提供を受けることがあります。 (4) その他の事項については、基本要綱の従量電灯にかかわる規定によります。	

新	旧	備 考																							
附 則	附 則																								
実施期日 この個別要綱は、2026 年 1 月 1 日から実施いたします。	1 本個別要綱の実施期日 本個別要綱は、2024 年 12 月 1 日から実施いたします。 2 本個別要綱の実施に伴う切替え措置 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が 2024 年 12 月 1 日より前であって、2024 年 12 月 1 日から同月 31 日までの間に実施された検針により計量および算定された使用電力量にもとづいて算定される料金については、本要綱の変更前の電気個別要綱に基づき算定いたします。																								
別 表	別 表																								
1 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝A×α+B×β+C×γ A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α＝0.0048 β＝0.3827 γ＝0.6584 なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 （イ） 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合 <table><tr><td>燃料費</td><td></td><td>(2)の基準単価</td></tr><tr><td>調整単価</td><td>＝(86,100 円－平均燃料価格)×</td><td> 1,000 </td></tr></table> （ロ） 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合 <table><tr><td>燃料費</td><td></td><td>(2)の基準単価</td></tr><tr><td>調整単価</td><td>＝(平均燃料価格－86,100 円)×</td><td> 1,000 </td></tr></table>	燃料費		(2)の基準単価	調整単価	＝(86,100 円－平均燃料価格)×	1,000	燃料費		(2)の基準単価	調整単価	＝(平均燃料価格－86,100 円)×	1,000	1 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝A×α+B×β+C×γ A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α＝0.0048 β＝0.3827 γ＝0.6584 なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 （イ） 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合 <table><tr><td>燃料費</td><td></td><td>(2)の基準単価</td></tr><tr><td>調整単価</td><td>＝(86,100 円－平均燃料価格)×</td><td> 1,000 </td></tr></table> （ロ） 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合 <table><tr><td>燃料費</td><td></td><td>(2)の基準単価</td></tr><tr><td>調整単価</td><td>＝(平均燃料価格－86,100 円)×</td><td> 1,000 </td></tr></table>	燃料費		(2)の基準単価	調整単価	＝(86,100 円－平均燃料価格)×	1,000	燃料費		(2)の基準単価	調整単価	＝(平均燃料価格－86,100 円)×	1,000
燃料費		(2)の基準単価																							
調整単価	＝(86,100 円－平均燃料価格)×	1,000																							
燃料費		(2)の基準単価																							
調整単価	＝(平均燃料価格－86,100 円)×	1,000																							
燃料費		(2)の基準単価																							
調整単価	＝(86,100 円－平均燃料価格)×	1,000																							
燃料費		(2)の基準単価																							
調整単価	＝(平均燃料価格－86,100 円)×	1,000																							

新	旧	備 考																																																				
ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 <table><tr><th>平均燃料価格算定期間</th><th>燃料費調整単価適用期間</th></tr><tr><td>毎年1月1日から3月31日までの期間</td><td>その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年2月1日から4月30日までの期間</td><td>その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年3月1日から5月31日までの期間</td><td>その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年4月1日から6月30日までの期間</td><td>その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年5月1日から7月31日までの期間</td><td>その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年6月1日から8月31日までの期間</td><td>その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td><td>その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年8月1日から10月31日までの期間</td><td>その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年9月1日から11月30日までの期間</td><td>翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年10月1日から12月31日までの期間</td><td>翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td><td>翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)</td><td>翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間</td></tr></table> ニ 燃料費調整額 燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間	ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 <table><tr><th>平均燃料価格算定期間</th><th>燃料費調整単価適用期間</th></tr><tr><td>毎年1月1日から3月31日までの期間</td><td>その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年2月1日から4月30日までの期間</td><td>その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年3月1日から5月31日までの期間</td><td>その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年4月1日から6月30日までの期間</td><td>その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年5月1日から7月31日までの期間</td><td>その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年6月1日から8月31日までの期間</td><td>その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td><td>その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年8月1日から10月31日までの期間</td><td>その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年9月1日から11月30日までの期間</td><td>翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年10月1日から12月31日までの期間</td><td>翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td><td>翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)</td><td>翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間</td></tr></table> ニ 燃料費調整額 燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間	
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																					
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間																																																					
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																					
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間																																																					

新	旧	備 考				
(2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。 <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>18 銭 3 厘</td></tr></table> (3) 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は、<u>(1)</u>イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、 1 トン当たりの平均石炭価格および<u>(1)</u>ロによって算定された燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。	1 キロワット時につき	18 銭 3 厘	(2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。 <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>18 銭 3 厘</td></tr></table> (3) 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は、<u>(1)</u>イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、 1 トン当たりの平均石炭価格および<u>(1)</u>ロによって算定された燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。	1 キロワット時につき	18 銭 3 厘	
1 キロワット時につき	18 銭 3 厘					
1 キロワット時につき	18 銭 3 厘					
2 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をお客さまにお知らせいたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の計量日から翌年の 4 月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に<u>(1)</u>に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、 1 円とし、その端数は、切り捨てます。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の 4 月の計量日から翌年の 4 月の計量日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その月の末日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、 1 円とし、その端数は、切り捨てます。	2 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をお客さまにお知らせいたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の計量日から翌年の 4 月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に<u>(1)</u>に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、 1 円とし、その端数は、切り捨てます。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の 4 月の計量日から翌年の 4 月の計量日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その月の末日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、 1 円とし、その端数は、切り捨てます。					
3 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式	3 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式					

新	旧	備 考
(1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりいたします。 $\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$ なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 $\text{第 2 段階料金適用電力量} = 280 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$ なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 400 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (2) (1)に規定する日割計算後の第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。	(1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりいたします。 $\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$ なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 $\text{第 2 段階料金適用電力量} = 280 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$ なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 400 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (2) (1)に規定する日割計算後の第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。	